

広島県告示第六百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成二十年七月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十年七月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

御調久井線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三原市久井町吉田字大道平二七六番一四地先から 三原市久井町吉田字大道平二五六番四地先まで					
	八・八〇〇 三・八〇〇	四・〇〇〇 六・八〇〇		二六・〇〇	二六・〇〇
	二六・〇〇				拡張